

奈良県告示第五百二号

平成十二年十月奈良県告示第二百七十四号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表奈良県職員採用選考試験（知事が実施するものに限る。）の項からクリーニング師試験の項までを次のように改める。

行政書士試験	科目別得点	合格発表の日 から起算して 一月間	総務部知事公室市 町村振興課
奈良県職員採用選考試験（知事が実施するものに限る。）	総合得点及び順位	合格発表の日 （第一次試験 の合格者にあ つては、第二 次試験の合格 発表の日）か ら起算して一 月間	総務部人事課
調理師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から起算して 一月間	文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課
製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から起算して 一月間	文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課
ふぐ処理師試験	学科試験の科目別得点及	合格発表の日	文化・教育・くらし

環境局景観・自然環境課」を「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」に改め、同表技能検定の項から公共職業訓練（委託訓練）受講選考試験の項までの規定中「産業・雇用振興部雇用政策課」を「産業・観光・雇用振興部雇用政策課」に改め、同表農業管理指導士認定試験の項を削り、同表に次のように加える。

試験	農業管理指導士認定	得点	合格発表の日 から起算して 一月間	食と農の振興部農 業水産振興課
----	-----------	----	-------------------------	--------------------